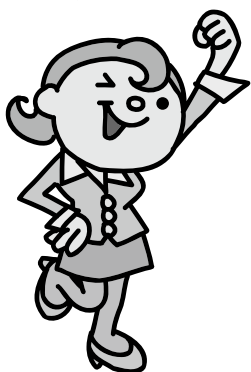


まちなか交流プラザ(CHAT)内に

お店(テナント・チャレンジショップ)を 出店してみませんか?

商工課商工振興係 ☎(63)2182



テナント料を
1年間免除
します!

まちなか交流プラザ1階の商業施設で、テナントとして入居したい人、新たに商業へチャレンジしたい人を募集します。

関心のある人は、商工振興係へ気軽にお問い合わせください。

募集要項

(テナント・チャレンジショップ共通事項)

業種

物品小売業、またはサービス業
※給排水設備や換気などを必要とする事業は不可。(例：店舗内で調理を伴う飲食店、理美容室などは不可)

開館時間

午前9時～午後9時

休館日

月2回(第2、4水曜日)、
年末年始(12月29日～翌1月3日)

使用料

入居日から1年間は、施設使用料は免除。
ただし光熱水費は、店舗占有面積割で自己負担。

申込方法

出店希望者は、申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに、商工振興係へ提出してください。

※申込書は商工課、最寄りのコミュニティセンター、栗沼商工会議所、栗野商工会で配布しています。

先輩出店者からのメッセージ

健康マッサージと栗野特産品の販売 スキップ

店長 近藤 光子さん

以前から、マッサージのお店を出したいと思っていたので、思い切って出店しました。知人に、「せつかくお店を出すなら、『栗野の物産品』も販売したら」とアドバイスももらって、栗野地域の3店舗の商品も取り扱っています。

待っているだけでは、お客さんは来てくれません。イベントや体験教室を開くなど、少しでも多くの人に来てもらえるように工夫しています。まずは、チャレンジの第一歩を踏み出すことが大切ですね。



	テナント	チャレンジショップ
募集対象	満20歳以上、店舗経営により中心市街地活性化に寄与できる人。 ※複数人による共同出店、異業種の組み合わせも可。事業経験は問いません。現在、事業を営んでいる人でも可。	満20歳以上で、将来的に中心市街地で事業を行う意思のある人。 ※複数人による共同出店も可。
入居期間	10月1日から原則 <u>3年間</u>	10月1日から原則 <u>1年間</u>
出店条件	<ul style="list-style-type: none"> ●物品小売業、またはサービス業、地域に密着した生活支援ビジネスなど ●出店に必要な資金を準備できる人 ●地元商店会活動に積極的に関わることができる人 ●市税滞納がない人 	<ul style="list-style-type: none"> ●新規起業者、または商業にチャレンジしたい人 ●出店に必要な資金を準備できる人 ●地元商店会活動に積極的に関わることができる人 ●市税滞納がない人
使用料および経費等	<ul style="list-style-type: none"> ●入居日から1年間は、施設使用料免除 (施設使用料：店舗占有面積 × 950円/㎡) ●光熱水費は、店舗占有面積割で自己負担 (1階部分使用料金に対する店舗占有面積割) ●そのほか、店舗の設計造作は出店者負担 (要相談) 	
募集店舗数	約7坪～(応相談)	3区画(22㎡/区画)
申込締切	6月30日(火)	7月10日(金)
申込方法	①出店申込書 ②履歴書 ③身分証明書(運転免許証、パスポート等)の写し ④共同出店の場合は、構成員名簿 ⑤市税完納証明書 ⑥官公庁の許認可が必要な業種の場合は許認可証など ※テナント出店申込者のうち、すでに営業をしている人は、直近の決算書(個人の場合は、申告書の写し)と会社の登記簿謄本も提出してください。	
申込先	商工課商工振興係 ☎(63)2182	



▲まちなか交流プラザは、憩いの場として親しまれています。

出店施設案内図

